令和元年度 佐賀県教育センター「個別実践研究」

人権･同和教育（中学校）

研究主題

中学校における部落問題学習の定着を目指して
～主体的・対話的で深い学びの実現をめざした実践～

林　秀樹（佐賀県教育センター所員）

1　研究の概要

(1)　研究主題

中学校における部落問題学習の定着を目指して
～主体的・対話的で深い学びの実現をめざした実践～

(2)　主題設定の主旨

平成 28 年にいわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」など人権に関する法律が制定されて３年目を迎えました。人権への関心や人権教育への期待が高まってきていると思う反面、これらの法律の存在があまり浸透していない面も見られます。佐賀県としても平成 30 年に「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂)」が策定され、その中に「人権施策を県政の重要な柱と位置づけ、関係部等が諸施策を積極的に進めるとともに、全庁的な推進組織を設置し、横の連携を緊密に測りながら、総合的かつ効果的な推進に努めます」(1)とあります。よって佐賀県教職員として、人権施策の主に教育を担う組織として考え、法律等の主旨を踏まえながら、人権教育の推進に努めなければなりません。文部科学省が平成 20 年に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔以下「第三次とりまとめ」〕」によると、人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、３つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から捉えることができるとしています。そこから、人権に関する知的理解と人権感覚を高めることができ、それが「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」(2)を育て、発展させることを目指しています。また、平成 29 年３月 31 日に示された中学校学習指導要領総則においても、「主体的・対話的で深い学びの実現」(3)の視点が重要視されており、人権教育においてもこのような視点を意識した授業づくりが大切であると考えられます。

しかし、実際には学校で人権教育、特に部落史・部落問題学習が積極的に行われているとは言えない現状があります。ここ数年、佐賀県内において差別事象の発生が相次いでいます。発生の経緯は様々ですが、差別事象の課題を探ると、部落史・部落問題学習が「過去の事・他人事」で終わっていること、「今も差別されている人がいるから、この言葉（賤称語）は使ってはいけない」という教え込みの授業になっていること、そして教師間でも年間計画や授業についての共通理解・事前研修の時間が十分に取れていないことなどが考えられます。

そこで、本研究では中学校における部落史・部落問題学習の中でも、部落問題学習に焦点を当て、社会科教員のみでなく、全教職員が共通理解した上で取り組むことができる部落問題学習について探っていくこととします。具体的には、「第三次とりまとめ」にある３つの側面を踏まえ、教師や生徒の実態を分析し、主体的・対話的で深い学びになっているか、それによって、生徒の人権感覚が養われているかを見直しながら、改善策を取り入れた授業を構想、実践し、その効果を検証します。これにより、生徒が様々な人権課題を「過去の事・他人事」としてでなく、「今の事・自分事」として捉えることができる力が育成されるものと考えています。

以上のことから、中学校の人権･同和教育において、生徒自ら気付き、考え、そして問題解決に向けて行動できる力を養える人権学習となり、また教職員自身のよりよい授業実践の一助となるものと考え、本主題を設定しました。

(3)　研究の目標

中学校において、社会科に限らず道徳科や学級活動の時間に行える、主体的・対話的で深い学びが実現できる部落問題学習の効果的な指導方法について探る。

(4)　研究の仮説

部落問題学習において、教師側からの一方的な教え込みでなく、生徒自ら問題に気付き、考え、そこから解決につながるような学習を行えば、人権課題や偏見、差別は自分事であるという感覚をもち、それらを解決に導こうとする思いまで高めることができるであろう。

(5)　研究方法

ア　部落問題学習における「主体的・対話的で深い学び」を実現させるための理論研究

イ　人権教育を通じて育てたい資質・能力である３つの側面を育てるための理論研究と実践例の研究

ウ　生徒自ら問題に気付き、考え、意見を交わしながら、解決につなげることができる手立てを取り入れた授業実践とその検証

(6)　研究内容

ア　「主体的・対話的で深い学びの実現」に関する先行調査研究や文献研究を行い、部落問題学習における効果的な指導方法を探ります。

イ　文献及び研究紀要を基に、人権教育に関する理論や実践についての研究を行います。

ウ　生徒の興味・関心を引き出すような教材研究や考えを導き出すワークシートの工夫を取り入れた授業実践を行い、ワークシートの記述や活動の分析・考察をし、仮説について検証します。

２　研究の実際

(1)　文献等による研究

ア　学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方について

「第三次とりまとめ」の第１章学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方には、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」として、次の３つの側面を示されています。

①知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。

②価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人権の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

③技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であ

るとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

文部科学省　「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」　平成 20 年

この３つの側面を踏まえ、児童生徒が、人権の意義・内容等について理解するとともに、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、人権を守るための実践的な行動力を身に付けることが大事だと言えます。

イ　児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫について

「第三次とりまとめ」の第２章第２節の３.指導方法の在り方には、「人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。このような指導を効果的に行うためには、児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないよう留意することが必要であり、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力を育成することが目指されている。指導に際しては、児童生徒が受け身で終わるのではなく、自らの関心や意欲を高めつつ、能動的に活動を重ねながら学習を深めていけるようにすることが不可欠である」⑵とあり、主体的な取組を通じ、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫を行うことで、多面的・多角的に考えられる力や合理的なものの見方や考え方を育てていく必要があると言えます。

⑵　実態調査

検証授業を行う対象クラス（３年生 34 人）に、人権に関する事前アンケートを実施しました（R１.10 月）。以下、その質問と生徒の主な回答です（**資料１**）。

１　あなたにとって“人権”とは、どんなイメージがありますか。
・人を守るもの　・みんながもっている　・一人ひとりの権利のこと　・平和
・いじめ、差別に関するもの　・男女差別　・人の心を守ってくれる
・人として生きていくための権利　・守っていかないといけないもの
・安全に暮らせるもの　・人を傷つけないように自分を悪い方向に行くのを止めてくれるもの
・考えたことがない

２　現代社会の中で様々な人権問題（差別）がありますが、あなたが知っている人権問題は何ですか。
・差別　・人種差別　・部落差別　・仲間はずれ　・被害に遭った人への差別や悪口　・いじめ
・体罰　・虐待　・黒人差別　・障がい者への差別　・病気の人への差別　・難民への差別
・男女差別　・福島の人たちへの差別　・その町に、地域に住んでいるからと差別する
・ＬＧＢＴｓの人への差別

３　２で答えた内容を含め、人権問題が起きるのはなぜだと思いますか。
・差別が起きるのに、ケンカやいじめが原因で差別が起こることが多い　・もめごとなどから
・心の器が小さい人がいるから　・人間の悪い心　・軽い気持ち　・そういう社会だから
・周りの人が自分と違って「不思議だ」や「おかしい」と思う心があるから
・昔から受け継がれてきた悪い伝統のようなもの　・道徳心が足りていない
・どこかでずれていることで起こった　・人に嫌なことを言うから　・価値観の違い
・自分がその人を気に入らないから　・人が他人のことを尊重し合えてないから

・自分とは違ったところや劣っているところを見付け、自分とは違うと思う気持ちがあるから
・自分と同じ人間だと思っていないから　・人が変な考えをしているから
・第三者が見ないふりして過ごすのでそれが連鎖する　・噂にのっていたりするから
・人を見下そうとする考えから始まり、同じような外見の人たちへの偏見から起こる
・一人一人の個性を差があると勘違いしてしまうから　・優越感にひたろうとするから
・多くの人が「普通はこれ」などという「普通」という偏見をもっているから
・親から言われたことを鵜呑みにしたりしているから　・間違った考え方の人がいるから

4　人権問題をなくしていくためには何が必要だと思いますか。
・人と人が協力し合って差別を止めることが必要　・差別をしない環境で育つこと
・もめたりしても差別はせずに、差別をしている人がいたら注意する　・差別について知る
・悪に染まらない　・優しく接する　・嫌なことを言う人を止める　・教育
・相手のことが嫌いなら嫌いってはっきり言う　・苦手な人でもしゃべってあげる
・一人一人の個性を大事にする　・人は平等で支え合うこと　・国民一人一人の自覚が必要
・道徳の授業を多くして、人間との関わりを学んでいくことが必要だと思う
・自分の弱点、相手の強みを探し、互いに助け合うことができれば、もっとなくなると思う
・人権について考え直す　・全てのものに「普通」という基準をつくらない
・自分の意見や意思をはっきりと述べ、また他の人の意見や意思を聞き、受け入れること
・正しい考えをもち、間違った考えの人に正しい考えを教える　・厳しいルールをつくる

資料１　事前アンケートにおける生徒の回答

資料１の１については、「誰もがもっている権利」「私たちを守る」といった、当たり前にある権利としての回答がある中、「守っていかないといけないもの」という考えもあり、これまでの人権教育が生かされている印象を受けました。そして、**資料１**の２についても多くの人権問題を書き出しており、関心が高いことがうかがえます。また、**資料１**の３については、自分や周りの様子をしっかり考え、かつ分析し、原因を追及する回答が多く見られたが、「そういう社会だから」や「その人を気に入らない」など、差別を受ける側に原因があるかのようなものなど、どこか他人事であって自分事として捉えていない回答もありました。さらに**資料１**の４についても、自分では「いじめや差別はいけない」と分かっているが、具体的にどう考え行動すればいいのかまでは書き出すことはできていませんでした。

(3)　本研究における考え方や取り入れる具体的な手立て

ア　事前アンケートの結果より

人権課題についての知識や関心は高いものをもってはいますが、その課題に対してまだ他人事として考え、自分事として捉えきれていない様子がうかがえます。人権課題の背景は何なのか、その解決のためにどうすればいいのかを、自分自身でしっかりと捉えることができなければ、行動することも難しくなります。自分事として捉え、行動できるようにするためにも、教師側の教え込みにならず、生徒自らが人権課題に対して正しく知り、気付き、その解決策を導き出せるような授業展開が必要となってきます。

イ　問題解決的な学習の手立て

問題解決的な授業展開のために以下の手順で授業を進めることとしました。

① 教材文は範読せず、グループ内で交代しながら読ませ、気になった部分にはペンなどでチェックを入れさせる。
② 教材文を読んだ後、感じたことや疑問に思ったことを、文章の余白に書かせる。
③ 自分の意見を一人ずつグループ内で発表させ、意見を交流させる。
④ グループでの意見交流後、全体で意見を交流し、考えを深めさせる。

(4)　授業実践

ア　実施時期　11 月

イ　主題名　差別や偏見のない社会の実現に向けて　【内容項目　Ｃ－（10）遵法精神・公徳心】

ウ　教材名　結婚は本人たちの合意に基づいて成立する～全国水平社の人々のたたかい

エ　ねらい　日本国憲法で保障されている「両性の合意のみで成立する婚姻」は、戦前に差別とたたかってきた多くの人々によって実現されたことを知り、そこにある願いや意義に気付き、差別をなくす行動力を高める。

オ　授業の実際

	学　習　活　動	教師の発問等　吹き出しは実際の生徒の反応
導入／展開	1　電子黒板に表示されている憲法の条文中の（　）に言葉を入れる。	○この憲法 24 条の（　　）にはどんな言葉が入るか知っていますか？
	婚姻において、明治民法と日本国憲法と比べ、なぜ変わったのかを考えよう	
	・どうして変わったのか予想する。	○結婚に関する法律は、戦後大きく変わりました。変わる前と後の条文を見比べて、なぜ変わったのかを考えてみましょう。
	・結婚が自由になったから　・戦前の家制度がなくなったから	
	2　グループ内で教材文の前半を交代しながら読む。その後、感想や疑問点を出し合う。	○感想や疑問点について考えましょう。
	・出身地を隠していたことが問題になっている ・結婚誘拐罪はおかしい　・差別があった ・お金目当ての結婚？　・なぜ父親は通報？ ・出身地を隠したこと　・２人に判決？	
	3　グループ内で教材文の後半を交代しながら読む。その後、感想や疑問点などを出し合う。	○読み終わったら、感想や疑問点をグループ内で出し合ってみましょう。
	・仮釈放が実現したが、まだ差別は完全になくなっていないのでは？ ・差別とのたたかいは長年続けられてきた	
	4　教材文を基に、日本国憲法第 24 条の意義についてグループで話し合う。その後、全体で交流する。	○日本国憲法第 24 条に込められた願いについて、グループ内で考えてみましょう。そして、話し合ったことを出し合ってみましょう。
	・国民全体が平等　・個人の尊厳　・幸せな結婚をしてほしい ・結婚差別をなくし、結婚の自由を実現していきたい ・これまで差別をされてきた努力の結晶　・自由に幸せに暮らしてほしいという願い	
	5　差別とたたかってきた人々によって勝ち取った権利を考える。 ・教科書　・保育所　・履歴書	○差別とたたかってきた人々が実現してきたものはなんでしょう？スライドの（　）に言葉を入れてみましょう。

／ 終 末	6　教師の説話を聞き、感想を書く。	○憲法や法律の背景には、多くの人々の苦しみやたたかい、願いがあります。そこを学ぶことが、その法律の本当の意義を理解することにつながります。今日の学習の感想を書きましょう。

(5)　授業実践における手立ての有効性についての考察

教材文を前半と後半に分けて読ませ、その後に日本国憲法第 24 条に込められた願いについて、グループごとに対話的な活動を取り入れました。教師側の説明はできるだけ簡潔にし、生徒自身が自分の意見をしっかりと考えられる時間を確保しました。そこでは、気になる文章にペンでチェックを入れたり、余白の部分に『なぜ』『おかしい』などと書き込んだりしている様子が見られました。グループでの話合いでは、何となく考えていたことが、実は周りと同じだったり、周りの意見がきっかけで、自分の考えを導き出せたりと、自分の考えに自信がもてなくても、周りの意見を参考にしながら、自分の考えを深めていくことができていました。

日本国憲法第 24 条に込められた願いについて考えさせる問いにも、これからの未来の自分を想像して記述したり、自分の思いを自分の言葉で記述していたりしていることが分かりました（**資料２**）。

・誰にも邪魔されず、自分たちで生活できるようにしたい。
・出生地で差別せず、どんな人にも幸せになってほしい。　　・人々の努力の結晶。
・自分の思ったことを突き通してほしい。　　・本人たちの意見を尊重してほしい。
・昔の平等運動を起こした人々の叶わなかった願いが込められている。

資料２　生徒のワークシートの記述

また、自分の意見を上手く書き出せなかった場合でも、グループで意見交流をしたことで、自分の考えをまとめる参考になった生徒もいました。（**資料３**）

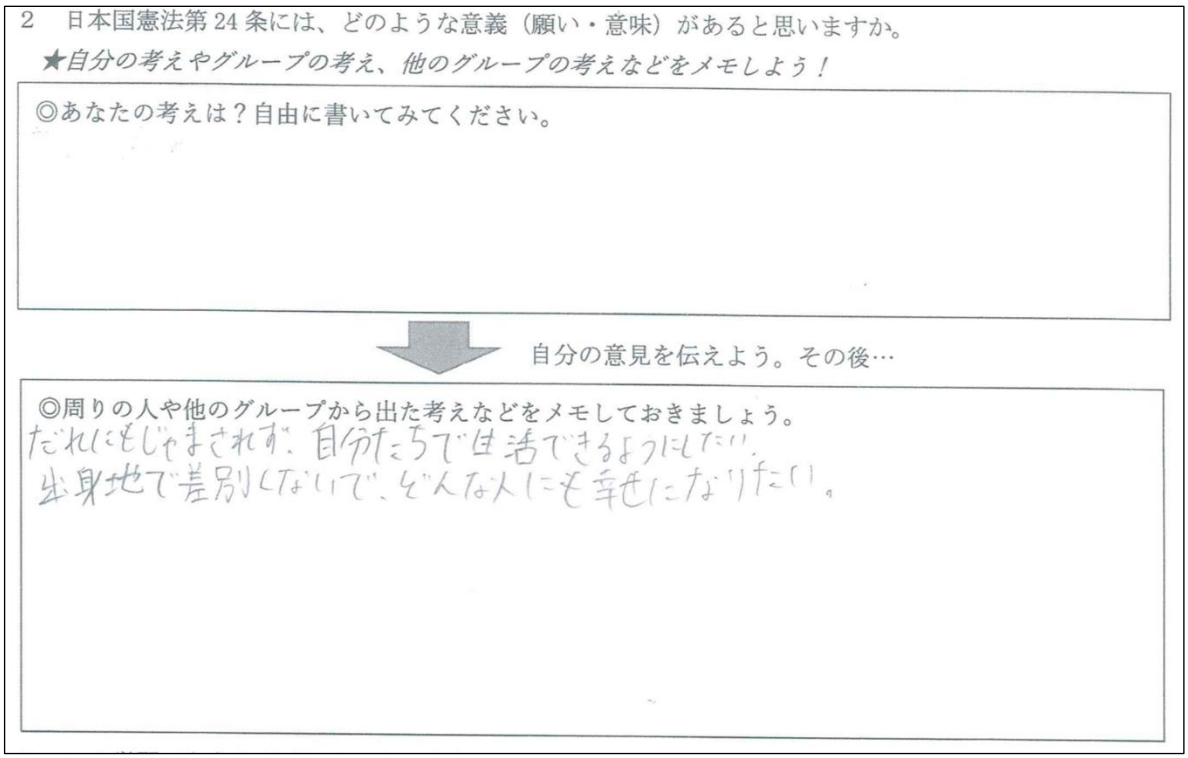

資料３　生徒のワークシート記述例

これらのことから、生徒自ら問題に気付き、グループで意見を交流させることは、差別を自分事として捉えることに有効であったと考えます。

授業の感想からは、「差別はいけない」に留まらず、差別を正しく理解しようとするものや差別をなくすためにどうすべきかを考えたもの、差別とたたかってきた人々の思いを感じとることができたものなど、差別をなくしていく側としての第一歩を踏み出すきっかけになったと捉えられる記述が見られました（**資料４**）。

・人々が自由に暮らせるように、差別をなくし、差別について知ることが大切だと思った。
・まだ部落差別が残っているということを忘れずに、そういう間違った考え方をしている人を正していきたいと思いました。
・憲法 24 条があるのは、たくさんの人々が差別のない世の中にするため頑張ってくれたおかげなんだなと思いました。

資料４　生徒の授業の感想

このことから、全体交流により他の人の思いに触れることで、差別に関わる問題を解決しなければならないという思いをもつことができたと捉えることができ、手立てが有効であったと考えます。

(6)　実態調査の結果を基にした手立ての有効性についての考察

授業後に事後アンケートをとったところ、「授業を受けた後、あなたの“人権”のイメージは変わりましたか？」に対して、34 人中 15 人が「変わった」と答え、「どう変わったのか」に対しては次のような回答でした（**資料５**）。

・人権について知りたくなった。　・人権は大切なんだなと思った。
・人権についてより深く考えるようになった。
・人権は誰にでも保障されているものであるということ。
・ニュースなどを見てよく考えるようになった。
・人権は多くの人々が犠牲になりながらも勝ち取ることができた権利なんだなと思った。

資料５　生徒の事後アンケートの記述

資料５より、問題解決的な学習を通して、人権意識が高まり、人権課題を自分事として捉えていると考えられます。また、事前アンケートと同様に「人権問題をなくしていくためには何が必要だと思いますか」という問いに対して多くの生徒に、授業内容を踏まえた意見で変容が見られ、以下のような記述の変容がありました（**表１**）。

表１　生徒Ａ、Ｂ、Ｃの事前事後アンケートでの回答

	事前	事後
生徒Ａ	仲間外れをしない。差別（人権問題）について知る。見た人が注意する。	知らないで人を傷つけてしまうのではなく、知って人を守れるようにしたい。
生徒Ｂ	気付いた人が声をかける。	差別の目で人を見ない。
生徒Ｃ	差別をしないこと。	人のことを考えることが大切だと思う。

生徒Ａ、Ｂは、事後の方が差別をより自分事として捉え、具体的な行動について記述していることが分かりました。また、生徒Ｃは、抽象的な考えから具体的な自分の考えを記述していることが分かりました。１時間のみの授業ではありましたが、教師側の教え込みでなく、生徒自ら問題に気付き、考える問題解決的な授業展開を行うことで、差別を自分事として考えるよいきっかけになったのではないかと思われます。これらのことから、部落問題学習において、問題解決的な学習を行うことは、人権課題を自分事として捉えるだけでなく、解決していこうとする思いを高めさせることに有効であったと考えます。

3　研究のまとめ

(1)　研究の成果

○主体的・対話的で深い学びになるよう問題解決的な授業展開の工夫をすることで、生徒自ら気付き、考え、行動しようとし、それが部落問題における差別解消に留まらず、多様な人権課題の解消に向けて進んでいくきっかけとなりました。

○これまで「差別を受けてかわいそう」「厳しい差別を受けてきた」などの側面だけとなり、「過去の事・他人事」という捉え方になりがちだった部落問題学習を、「差別とたたかってきた人々」の存在によって、今の私たちに保障されている人権が勝ち取られてきたものとして捉え、その人たちの生き様に触れることで、「今の事・自分事」として考えることができるきっかけになったと思います。

(2)　研究の課題

○１回の授業で全てを補おうとせず、十分に検討された部落問題学習年間指導計画を立て、教師側自身も「今の事・自分事」としての授業展開を行うことで、さらに効果が上がってくると考えました。

○社会科の授業（歴史的分野）つまり部落史の学習状況と平行しながら、部落問題学習を通して生徒の人権感覚を積み上げていくことができれば、「今の事・自分事」として気付き、考え、行動できる生徒を育てることができると思われます。なお、今回は道徳科で実施をしましたが、この教材は、中学２年生での水平社宣言（歴史的分野）、中学３年生での平等権（公民的分野）等の学習の時期に合わせて、学級活動や総合的な学習の時間においても実施することができると考えられます。

○今後の教材開発を行う上で、現代の状況を考慮しながら、生徒が「今の事・自分事」として考えを導き出せる工夫を行うとともに、教科に関係なく先生方が自信をもって取り組んでいけるものをつくり上げていく必要があると思います。

4　引用文献・参考文献

《引用文献》

(1)　佐賀県　「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂)」　平成 30 年

(2)　文部科学省　「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕　平成 20 年

(3)　文部科学省　『中学校学習指導要領　総則』第 1 章総則第 3 節教育課程の実施と学習評価 1 (1)　平成 29 年３月

《参考文献》

・福岡県人権研究所著　『松本治一郎』　平成 15 年 11 月

・寺木　伸明著　『部落の歴史　前近代』　平成 14 年９月

・秋定　嘉和著　『部落の歴史　近代』　平成 16 年４月

・部落解放同盟中央本部編　『写真記録　全国水平社六十年史』　昭和 57 年３月

・部落解放同盟中央本部編　『写真記録　全国水平社』　平成 14 年３月

第３学年　道徳科学習指導案

１　主題名　差別や偏見のない社会の実現に向けて　【内容項目　Ｃ－（10）遵法精神・公徳心】

２　教材名　結婚は本人たちの合意に基づいて成立する～全国水平社の人々のたたかい

３　主題設定の理由

○ねらいとする価値について

人権は、誰もが生まれながらにもっている権利である。人権があることによって、私たちの生命や財産のみならず、自由権、幸福追求権など様々な権利が保障されてきた。ただ、現代に生きる私たちの権利が、最初から保障されたものではなく、差別とたたかってきた人々が勝ち取ってきた権利でもあることやその背景を知らない人が多い。また、日本国憲法第 12 条にも明記されているように、私たちの不断の努力よって保持し、公共の福祉のために利用しなければならないことを、改めて再認識しなければならない。これからの社会において、遵法精神を養い、人権意識を高めていくことは大変意義深いことであ

○生徒の実態について

検証授業を実施するに当たり、該当学級へアンケートを取ったところ、「あなたが知っている人権問題は何ですか。」の質問に対して、身近な問題である「いじめ」が多かったが「部落差別」など様々な人権問題が挙げられており、関心が高いものと思われる。また、「人権問題をなくすためには何が必要か」の質問に対しては、『お互いを尊重する』『個性を大事にする』など、前向きな回答が多かった。しかし、具体的な解決策まで記入できている回答は少なく、自分事として捉えている生徒は少ない。教材を通して、人権問題を自分事として考え、深めるきっかけになると考える。

○教材の活用について

本教材で取り上げる高松結婚差別裁判事件は、戦前・戦中の全国水平社運動の大きな成果の一つであると言われている。この事件を基に、旧憲法下で苦しみ犠牲となった人々の願いを知り、日本国憲法第 24 条「結婚の自由」が成立した背景や意義について考え合う。このような日本国憲法の背景にある人々の願いや思いを理解することは、その意義をより深く学ぶことにつながり、大切にしなければならないという気持ちを高めることにつながる。2016 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に示されている部落差別をなくすための教育・啓発を具体化する学習としても位置付けていきたい。このような学習を、中学校卒業を前にした最終学年で実施することは、これからの民主国家の担い手を育てるという意味でも大切な学習であると考える。

○指導の重点

結婚に関する明治民法第 772 条と日本国憲法第 24 条の条文を比較し、なぜ法律がこのように変わったのかを考えさせることで、この法律にどのような意義があるのかを知りたいという意欲を高めていく。その後、本時の資料を読み合い、感想や疑問点を出し合う活動を通して、日本国憲法第 24 条の意義に迫っていきたいと考える。教師の説話においては、「部落差別解消推進法」にふれ、遵法精神を高めていきたい。

４　ねらい

日本国憲法で保障されている「両性の合意のみで成立する婚姻」は、戦前に差別とたたかってきた多くの人々によって実現されたことを知り、そこにある願いや意義に気付き、差別をなくす行動力を高める。

５　指導の視点

・憲法や法律の背景にある人々の苦しみやたたかい、願いを理解できたか。
・様々な法の背景にある人々の苦しみやたたかい、願いに共感することができたか。
・様々な法の背景や意義を理解することの大切さとともに、そのような法を自分たちで守り続けていく必要性について自分の生活体験と重ねて考えることができたか。

６　展開

	学　習　活　動	主な発問(◯)と予想される反応(・)	指導上の留意点
導入／展開／終末	1　結婚に関する明治民法と日本国憲法の条文と、明治時代と今の婚姻届を比べ、なぜこのように変わったのかを考える。	☆最初にスライドに憲法 24 条を提示して、これまでの学習を確認する。 ◯この憲法 24 条の（　　）にはどんな言葉が入るか知っていますか？ ◯結婚に関する法律は、戦後大きく変わりました。変わる前と後の条文を見比べて、なぜ変わったのかを考えてみましょう。 ・結婚が自由になったから ・戦前の家制度がなくなったから	・明治民法第 772 条と日本国憲法第 24 条を電子黒板に提示し、考えさせる。 ・変わった背景について、生徒たちの予想や考えを引き出していく。
	2　教材文の前半を読む。		・教材文の前半をグループで読ませる。
	3　教材文を基に、感想を全体で出し合う。	◯感想や疑問点についてみんなで考えてみましょう。 ・出身地を隠していた訳ではないと思う ・結婚誘拐罪はおかしい ・これは差別ではないだろうか	・裁判に問題があったのかどうかについても問い、教材文の後半への動機付けを図る。
	4　グループで教材文の後半を読み合う。		
	5　感想や疑問点などをグループ内で交流する。	◯読み終わったら、感想や疑問点をグループ内で出し合い、その後話し合ってみよう。 ・仮釈放が実現したが、まだ差別は完全になくなっていないと思う ・差別とのたたかいは長年続けられてきたんだ ・今でも同じようなことがあるのだろうか	・教材文の後半を配付する。 ・感想や疑問点を教材文のプリントに書き入れさせる。
	6　教材文を基に、日本国憲法第 24 条の意義についてグループで話し合う。その後、全体で交流する。	◯日本国憲法第 24 条に込められた願いについて、グループ内で考えてみよう。グループで話し合ったことを出し合い、全体で意見を出し合おう。 ・全国水平社の人々のたたかいがあって、結婚の自由が保障されたことが分かった ・結婚差別は少なくなってきているが、まだ残っていることが問題だ ・結婚差別をなくし、結婚の自由を実現していきたい	・ワークシートを配付する。 ・生徒の意見から、条文の背景にある願いについて整理する。
	7　教師の説話を聞き、感想を書く。	◯差別とたたかってきた人々が実現してきたものはなんでしょう？スライドの（　）に言葉を入れてみよう。 ◯憲法や法律の背景には、多くの人々の苦しみやたたかいや願いがあります。そこを学ぶことが、その法律の本当の意義を理解することにつながります。今日の学習の感想を書きましょう。	・日本国憲法第３章「国民の権利及び義務」の各条文や「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ対策法」「障がい者差別解消法」など、人々のたたかいによって勝ち取られた法律を紹介する。

「婚姻は、本人たちの合意のみに基づいて成立する
～全国水平社の人々のたたかい～」

【出典】：香川人権研究所「高松結婚差別裁判の真相」より一部改作

【前半】

1932 年（昭和７年）12 月 15 日、香川県の２人の青年が仕事の帰りに乗った船の中で一人の女性と知り合いました。船を下りた３人は夕食を共にし、そこで女性にひとめぼれした青年の１人が彼女に結婚を申し出ました。彼に好感を抱いていた彼女は、仕事先に借りていたお金を工面してくれること、自分の父親に結婚の了承をとってくれることを条件にその申し出を受け入れました。３人は同じ宿に宿泊しながら、青年２人はお金の工面に奔走しました。しかし、うまくいきません。３日後、一旦帰宅して家族に事情を説明してもらうため、彼女を自宅まで送っていきました。しかし、彼女の父親が不在だったため、説明することができませんでした。再び青年の元に戻った彼女は、２人で生活を始めました。後でこのことを知った彼女の父親が警察に通報し、青年２人を結婚誘拐罪で訴えました。警察は２人を逮捕し、青年たちは裁判にかけられました。裁判では、青年たちが自分の出身地を隠していたことが取り上げられ、６月３日、２人にそれぞれ懲役１年および懲役 10 ヶ月という有罪判決が下されてしまったのです。

「婚姻は、本人たちの合意のみに基づいて成立する
～全国水平社の人々のたたかい～」

【後半】

裁判中には、青年たちが住んでいる地域に対して、差別的な言葉が使われ、裁判を傍聴していた地域の人々は強く抗議しました。そして、判決が出された後、地域の人々は全国水平社本部に相談しました。全国水平社の人々も「これは、全国の仲間に関わる重大な差別裁判事件である」と考え、次のスローガンと３点の目標を掲げ、たたかいを始めていきました。

「差別裁判を取消せ！然らずば解放令を取消せ！」

１　裁判の取り消しと青年２人の釈放

２　司法機関への抗議と裁判関係者の処分

３　差別によって苦しめられている人々の生活の改善

このたたかいには、全国の部落差別とたたかっている人々や労働運動、農民運動に取り組んでいた人々も協力しました。そして、みんなでお金を出し合い、10 月には福岡から東京まで汽車で移動しながら、各地でこの差別裁判事件のことを訴えていきました。演説会は、21 府県 56 カ所で行われ、のべ 24,300 人が参加しました。その結果、12 月までに２人の青年は仮釈放になり、裁判関係者も他の裁判所に転任という処分が行われました。このたたかいによって、全国各地に新たに水平社が結成されていきました。

しかし、国中が戦争に向かっていた時代、たたかいを行った香川県の人々は弾圧され、全員が水平社をやめさせられました。２人の青年に対する有罪判決が取り消されることもありませんでした。そして、全国水平社も戦争に巻き込まれ、自然消滅していったのです。

戦後の 1946 年（昭和 21 年）7 月 16 日、元福岡県水平社のリーダーだった田原春次議員が香川での差別裁判について議会で質問し、当時の司法大臣は「今後は左様なことがないよう十分の取り扱いをしたいと思います。」と謝罪しました。また、元全国水平社のリーダーだった松本治一郎は、「婚姻は両性の合意のみによって成立」という日本国憲法第 24 条の条文の実現に尽力しました。1956 年（昭和 31 年）に広島県で同じような差別裁判事件が起こった際には、逮捕された青年が無罪となり釈放されました。その後、差別的な考えによって結婚を反対する人も確実に少なくなってきてます。今わたしたちに「結婚の自由」が保障されているのは、多くの人々のたたかいと犠牲のおかげなのです。

道徳「婚姻は、本人たちの合意のみに基づいて成立する　～全国水平社の人々のたたかい～」ワークシート

名前（　　）

1　結婚に関する法律

【明治民法第 772 条】（1890 年／明治 23 年施行）	【日本国憲法第 24 条】（1947 年／昭和 22 年施行）
子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ満三十年女カ満二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス	婚姻は、**両性の合意のみ**に基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2　日本国憲法第 24 条には、どのような意義（願い・意味）があると思いますか。

★*自分の考えやグループの考え、他のグループの考えなどをメモしよう！*

◎あなたの考えは？自由に書いてみてください。

自分の意見を伝えよう。その後…

◎周りの人や他のグループから出た考えなどをメモしておきましょう。

3　この学習であなたが感じたこと、考えたことをまとめてみましょう。